

栃木県中小企業振興審議会規則（抜粋）

昭和52年12月27日

栃木県規則第85号

（趣旨）

第1条 この規則は、栃木県附属機関に関する条例（昭和27年栃木県条例第52号）第1条に規定する栃木県中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要の都度、知事が委嘱する。

- 一 中小企業に関し学識経験のある者
- 二 中小企業者及び中小企業関係団体の役職員
- 三 中小企業関係金融機関の役職員

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、審議会に関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

（部会）

第5条 会長は、審議会の議を経て、部会を置くことができる。

2 部会には、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

5 部会長が必要と認めたときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、産業労働観光部産業政策課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議を経て会長が定める。